米国税関国境取締局

輸送機関リエゾン事務局 **CLP - 2009** 公報

2009 年 **10** 月 **30** 日 **CLP@dhs.gov**

入国要件に関する重要なお知らせ
現行のグアムビザ免除プログラムに代わる
新グアム-北マリアナ諸島連邦ビザ免除プログラム

新しいプログラム規定：
グアムまたは北マリアナ諸島連邦(CNMI)へ現在運航している航空・船舶会社は新グアム–北マリアナ諸島連邦ビザ免除プログラム(Guam-CNMI VWP)に参加するために CBP との現在の契約を更新し、新しい CBP フォーム I-760 を実施しなければなりません。現在の契約は新プログラムが開始された時点で無効になります。新プログラムは 2009 年 11 月 28 日の現地時間 12 時 1 分から施行されます。

新グアム–北マリアナ諸島ビザ免除プログラム参加国：

- オーストラリア、ブルネイ、*香港、日本、マレーシア、ナウル、ニュージーランド、パプアニューギ　ニア、韓国、シンガポール、台湾*、イギリス

*香港と台湾には追加要項が適用されます。

プログラム参加国の変更：
以下の国は現行のグアムビザ免除プログラム参加国ですが、新グアム–北マリアナ諸島連邦ビザ免除プログラム参加国にはなりません。

- インドネシア、ソロモン諸島、バヌアツ、西サモア

ビザ免除プログラムと新グアム–北マリアナ諸島ビザ免除プログラム：

- ビザ免除プログラム（移民及び国籍法 217 項）と新グアム–北マリアナ諸島ビザ除プログラムは、グアムと北マリアナ諸島において施行されます。
- 非移民訪問者は以下の条件の一つ、または両方を満たす事によって北マリアナ諸島への入国申請が可能です。これは非移民訪問者の国籍または市民権の属する国の適正ステータスによります。
    - ビザ免除プログラムあるいは新グアム–北マリアナ諸島連邦ビザ免除プログラムに不適格な非移民訪問者は有効なパスポートと米国ビザを米国大使館または米国領事館から取得しなければなりません。
    - 旅行者は今後北マリアナ諸島連邦訪問者入国許可証を使用し北マリアナ諸島連邦に入国する事が出来ません。

<u>北マリアナ諸島連邦へ運航の際、事前搭乗者情報システム**(APIS)**の提出が必要です：</u>

- アメリカ合衆国の定義は北マリアナ諸島連邦を含むものに改正されました。事前搭乗者情報システム(APIS)の提出は米国に入国、または米国から出発する商業航空機、個人航空機、商業船舶に必要になります。

新グアム–北マリアナ諸島ビザ除プログラムに関するその他の情報はビザサービスのページでご参照下さい。